

提出し、同年7月法律第121号をもつて日本学術会議法の公布を見るにいたつたのである。

なかんずく、日本学術会議を、いずれの政府機関に所属させるかということについては、学術体制刷新委員会においては、特に小委員会を設けて慎重に審議し、また関係各省並びに広く学界の意見を徴し、G・H・Q・E・S・S担当官ともたえず連絡を執り、その承認を得て、日本学術会議の任務が単にある一省に所管するものだけではなく各省に及ぶものであることに鑑み、これを内閣総理大臣の所轄の下に置くことを最も妥当と認め、その旨答申した。

政府もまたその答申の趣旨に基き、日本学術会議を総理大臣の所轄の下に設置することに決定し、次いで翌年6月総理府設置法制定の際には、特に日本学術会議のために同法第2章第3節「機関」の1節を設け、日本学術会議の特異性を明かにした。

日本学術会議は、設立以来日なお浅きにもかかわらず、政府から諮問を受け、答申を行い、また建議を行つた数は、百数拾件に及び、その内容も廣く各省、各府に亘りその連絡交渉も益々廣く内閣総理大臣の所轄の下に置かれた真価を發揮しているのである。

行政機構改革に伴い、日本学術会議を特定の一省に所属せしめたとすれば、学術体制刷新委員会設立以来わが国の科学・技術者が慎重審議を遂げた結果及びその精神がふみにじられ、そのために及ぼすところが大であろうことを恐れ、ここに日本学術会議設置にいたるまでの経過を述べ関係諸官の参考をうながす次第である。

1-73

総発第489号の1 昭和25年11月8日

文部大臣 天野貞祐 殿

日本学術会議会長 亀山直人

大学院特別研究生制度について（申入）

本会議は、大学院特別研究生制度の科学振興の上に占める重要性に鑑み、特に本会議に第22委員会を設けて審議の結果このたび左記の意見を具申して政府の考慮を促すべきことを去る10月25日開催の本会議第26回運営審議会に諮り議決されました。

政府におかれでは本会議の意見の具現方に於いて折角努力せられんことを希望し、こゝに申し入れます。

記

大学院特別研究生制度は、わが国の学術を向上させるために適切な制度であるから、これを強化することが望ましい。

大学院特別研究生に対する給費年限は、3年を原則とすることが望ましい。ただし、特別の事情ある者については、適宜延長しても差支えないものと考える。